

基労管発 0401 第 1 号
基労補発 0401 第 2 号
平成 25 年 4 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長
補償課長

傷病の業務起因性等に関する意見書の労災病院等に対する作成依頼について

労災保険給付の迅速かつ適正な決定のため、「傷病の業務起因性等に関する意見書作成の労災病院等に対する依頼の試行実施について」（平成 24 年 3 月 30 日付け基労管発 0330 第 1 号・基労補発 0330 第 1 号。以下「試行通達」という。）により、労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（以下「労災病院等」という。）の積極的活用の取組を試行的に実施してきたところであるが、今般、試行通達について廃止し、今後は下記のとおり本格的に実施することとしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、労災病院等所属医師が地方労災医員等の委嘱を受けている等の場合は、本通知によらずに労災病院等に対し意見書作成依頼を行うことは差し支えないこととする。

また、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）と協議済みであることを念のため申し添える。

記

1 実施の考え方について

労災病院改革の一環として、平成 24 年 4 月から業務上疾病事案の処理期間を計画的に短縮するとともに、労災病院未設置の労働局での医学的意見書の作成の枠組みを労災病院グループ内に構築する取組を試行的に実施してきたところであるが、試行時において限定していた対象疾病以外についても専門医からの意見書の確保等が困難な事案について意見書の作成依頼を可能とすること、意見書作成実績の概要等を機構において取りまとめ、情報提供する仕組みを設けることなどの見直しを行い、本格的に実施することとしたこと。

2 対象疾病等について

原則として、①石綿関連疾患、②脳・心臓疾患（負傷に起因するものを除く。）、③労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されていない疾病（受動喫煙、化学物質過敏症等）とするが、これらに該当しない疾病についても対象とする。

ただし、疾病によっては労災病院等においても意見書の作成が不可能な場合があることに留意すること。

また、本通知による意見書作成依頼については、業務上外認定のための意見書だけでなく、治ゆ及び障害等級を認定するための意見書等も含まれること。

3 専門医の紹介依頼の主体、依頼の手続等

(1) 依頼の主体

依頼の主体は、管内における労災病院の設置の有無によらず労働基準監督署長とする。

なお、労働基準監督署は依頼を行った場合に、労働局に別添様式1の写を送付すること。

(2) 依頼先

都道府県労働局管内における労災病院等設置の有無により、以下のとおりとすること。

- ① 労災病院等設置局にあつては、当該労災病院長（窓口は医事課長）
- ② 労災病院等未設置局にあつては、近隣労災病院長（窓口は医事課長）

(3) 依頼時の資料等

依頼を行う場合には、別添様式1に事案の概要、傷病名、依頼する事項を明記の上、事案を理解する上で不可欠な書類を添付すること。

(4) 依頼を行った場合の対応

上記の枠組みにより、労働基準監督署長が依頼を行った場合には、労災病院等は、依頼を受け付けてから1週間以内に、担当する医師の内諾を得た上で、医師の所属する労災病院、医師の役職、氏名等を上記(1)の依頼を行った労働基準監督署の担当者に電話等により連絡することとなっていること。

連絡があつた場合には、当該医師に連絡をとった上で、原則として直接医師に事案の概要を説明する等により、意見書の作成を依頼すること。

(5) 依頼を行った日から2週間経過後も労災病院等から連絡がない場合の対応

上記(1)から(3)により労災病院等に依頼を行った場合には、労災病院等は、依頼を受け付けてから1週間以内に労働基準監督署の担当者に連絡することとなっているので、依頼を行った日から2週間経過後も労災病院等から連絡がないときには、依頼を行った労働基準監督署の所在地を管轄する労働局は、別添様式2に記入の上、

労災管理課長補佐（機構担当）、補償課長補佐（業務担当）宛て（窓口は労災管理課機構調整第二係）報告すること。

この場合、労災管理課長補佐（機構担当）は、事実関係を調査の上、必要に応じて機構本部に対し指導を行った上、その結果を速やかに報告のあった労働局に連絡するので、その連絡を踏まえて、当該労働局は適切に対応すること。

(6) 意見書作成に係る遅延について

上記（1）から（3）により意見書作成を依頼した場合及び本通知によらず労災病院等に所属する医師に意見書作成を依頼をした場合であって、意見書作成依頼をした後、回答期限を1週間経過しても連絡がなされない場合についても、上記（5）と同様に報告すること。

5 意見書データの活用について

今後、労災病院グループにて作成する全意見書について、疾病の種類、意見書の種類（業務上外、障害認定等）、病院名等のデータをとりまとめリストを作成し、別途年4回程度送付することとしたので、依頼の際の参考資料として活用されたい。

〇〇労災病院長 殿

〇〇労働基準監督署長

傷病の業務起因性等に関する意見書作成を行う専門医の紹介について（ご依頼）

下記の事案について、専門医の意見書の作成を行う専門医の紹介を依頼しますので、よろしくお願ひします。

記

1 事案の概要

- (1) 所轄労働基準監督署
- (2) 事業場名
- (3) 労働者氏名 〇〇 〇〇 (男・女、生年月日 T・S・H 〇年〇月〇日)
- (4) 請求書に記載の傷病名
- (5) 現況 生存・死亡 (死亡年月日 S・H 〇年〇月〇日)
- (6) 有害業務従事歴等 (脳心除く。)
 - ア 有害業務の内容
 - イ 有害業務の従事年数
 - ウ 作業環境測定の有無、結果
- (7) 過重な業務の状況 (脳心に限る。)

2 傷病名等

- (1) 請求書に記載の傷病名
- (2) 自覚症状、他覚的所見
- (3) 主治医意見

3 依頼する事項

- (1) 傷病名の特定
- (2) 傷病の発症の時期
- (3) 基礎疾患等との関連性
- (4) 業務と発症との関連性
- (5) その他参考となる事項

(担当者連絡先)

氏 名
電話番号

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課長補佐（機構担当）

補償課長補佐（業務担当）

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長

傷病の業務起因性等に関する意見書作成の遅延について

標記の件について、下記のとおり労災病院等に対して依頼を行いましたが、所定期間を経過しても連絡がありませんので、ご報告します。

記

- 1 依頼先
- 2 依頼年月日
平成〇年〇月〇日
- 3 依頼内容
(依頼を行った様式1の写しを添付)
- 4 その他参考となる事項
(労災病院等との経過、申立等を記載)